

2023年1月吉日

西松建設協力会（Nネット）会員各位

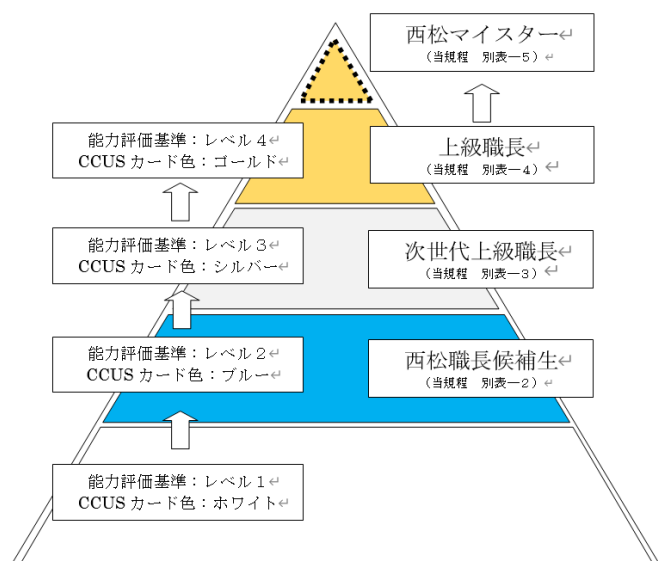
西松建設株式会社
Nネットサポート課

優良技能者制度の運用ルールについて

当社が定める優良技能者制度の運用ルールについて以下のとおりお知らせします。

優良技能者制度とは、西松建設協力会（Nネット）に加盟している協力会社の職長や技能者を対象に上級職長の育成と地位向上を目的に、2011年10月から運用している制度で、優良技能者表彰制度と各認定者制度の二つの制度があります。

特徴としては、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）と連動した4段階に分かれる認定制度となっていることです。例えば、能力評価基準（※）による評価を受け、レベル4と評価された技能者は、当社制度では「上級職長」と認定されます。



<能力評価制度とは>

建設キャリアアップシステムに登録される技能者の技能と経験について能力評価を実施しています。国土交通大臣が認定した能力評価基準に基づき、分野ごとの能力評価実施団体が評価を行います。

<能力評価の申請方法について>

能力評価の申請先は各能力評価実施団体となります。手続の詳細は団体によって異なる場合がありますので、手続きについては必ず各団体のホームページでご確認ください。

1. 推薦および認定について

共通事項

- 毎年11月に被推薦者を募集します。現場所長による推薦に基づき、当社内にて審議の上、12月に表彰者を決定します。
- 認定者をNネットホームページで公開します。

<優良技能者表彰>

- 毎年2月から3月にかけて開催される支部総会にて表彰式を行います。
- 表彰式にて、表彰状の授与と副賞（20,000円相当のギフト券）を支給します。

<西松マイスター認定>

- 毎年2月から3月にかけて開催される支部総会にて認定を行います。
- その際、認定証の発行と副賞（50,000円相当のギフト券）を支給します。
- 当社が認定した上級職長の中で、特に優れた技術と卓越したリーダーシップの有する方を認定します。詳細は別紙に定める推薦基準を満たす必要があります。

<上級職長認定>

- 毎年2月から3月にかけて開催される支部総会にて認定を行います。
- その際、認定証の発行と副賞（30,000円相当のギフト券）を支給します。
- 上級職長に推薦されるためには、建設キャリアアップカードのゴールドカードを取得している必要があり、さらに別紙で定める推薦基準を満たす必要があります。

<次世代上級職長認定>

- 原則、認定者が所属する会社宛てに認定証を郵送します。
- 次世代上級職長に推薦されるためには、建設キャリアアップカードのシルバーカードを取得している必要があり、さらに別紙で定める推薦基準を満たす必要があります。

<西松職長候補生認定>

- 原則、認定者が所属する会社宛てに認定証を郵送します。
- 西松職長候補生に推薦されるためには、建設キャリアアップカードのブルーカードを取得している必要があり、さらに別紙で定める推薦基準を満たす必要があります。

ます。

2. 手当の支給について

- 手当は、以下のとおりです。

役職	単価
西松マイスター	日額 3,000 円
上級職長	日額 2,000 円
次世代上級職長	日額 1,000 円
西松職長候補生	日額 500 円

必ずタッチ(顔認証)してください



- 手当は建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）に蓄積された就業履歴データを利用し、計算されます。
- 月末日までにCCUSに連携された就業履歴に上記単価を乗じ、認定者が所属するNネット会社へ翌々月20日に当社取引先コードに指定された貴社銀行口座へ振り込まれます。
- 認定者が所属する事業者が西松建設の取引先コードを有する場合、直接所属する事業者へ支払うことも可能です。その場合、下記確認書一式を提出します。
- 支給上限日数は年間240日です。
- その月の支給金額は、支払通知書の左下「当月内訳」の工事名欄に『Nネット（手当）』として記載されます。
- 手当の支給明細として、「就労記録」をNネットホームページにて毎月公開しますので、支払通知書に記載された金額と突合します。

タッチ（顔認証）し忘れた場合

認定者がカードタッチ（顔認証）し忘れ場合は、その認定者の技能者IDでCCUSホームページからシステムにログインし、CCUSに就業履歴を直接入力します。

元請（西松建設）がその履歴を承認することにより、カードタッチと同様の就業履歴を蓄積することができます。

この作業は前月初日まで遡り、処理することが可能ですが、可能な限り、翌月5日までに、遅くとも翌月25日までに作業するよう、お願いします。

<一例>：8月1日にタッチし忘れた ➡9月5日までに直接入力する

3. 確認書の提出について

- 業務省力化のため、請求書の作成および請求明細書（出面表）の作成を不要とします。代わりに毎年1月に「確認書」を提出します。
- 確認書には代表者印もしくは代表者に準じる社印（支店長等）を押印します。
- 確認書に「認定者一覧表」を添付します。一覧表には、認定者毎に「在籍／退職／辞退」を選択します。
- 当社が定める『職長の要件』を満たす活動ができない場合、「辞退」を選択します。その場合、認定は取り消されませんが、手当は支給されません。
- 西松マイスターおよび上級職長の認定者は「登録基幹技能者資格証」「職長・安全衛生責任者講習」（能力向上教育を含む）の写しを添付します。
- 西松マイスターおよび上級職長の認定者で、「登録基幹技能者資格証」の有効期限が切れている場合、手当は支給されません。
- 「職長・安全衛生責任者講習」（能力向上教育を含む）の受講日から5年以上経過している場合、手当は支給されません。

4. 注意事項

- 認定者にはヘルメットシールを渡しますので、貼付するよう指導してください。
- 2022年までは更新制度がありましたが、2022年12月を持って更新制度を取りやめます。代わりに、毎年12月に推薦基準を満たしているか確認し、満たしていない場合、翌年の手当の支給を停止します。必要な資格を再度受講するなど、再度基準を満たすようになった場合、手当の支給を再開します。
例：5年毎に更新が必要な「職長安全教育」を受講していないなど
- 西松建設独自の制度である「にしまつ基幹技能者マネジメント講習」を受講し、上級職長として認定されている方は、従事している職種（工種）が登録基幹技能者講習実施機関に登録された場合、2年以内に当該登録基幹技能者資格を取得しない場合、認定が取り消されます。

にしまつ基幹技能者資格とは、
登録基幹技能者講習実施機関に登録されていない工種※（職種）に従事する職長や技能者で、当社が実施する「にしまつ基幹技能者マネジメント講習」を受講し、講習修了試験に合格すること
※法面工、山留工、推進工など

- 評価制度の最新の情報については、以下のアドレスよりご確認ください。

<国土交通省ポータルサイト>

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000033.html

<能力評価制度について>

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

西松建設優良技能者制度

推薦基準一覧

- 【共通基準】●西松建設協力会（Nネット）またはNネット会員と継続的に取引している協力会社に所属する建設技能者であること
 ●建設キャリアアップシステムに「技能者登録」している者（優良技能者表彰を除く）
 ●「職長の要件」に取り組むこと（優良技能者表彰を除く）

個別要件	優良技能者表彰	西松職長候補生	次世代上級職長	上級職長	西松マイスター
安全資格				職長・安全衛生責任者教育講習（能力向上教育を含む）を5年以内に受講していること	公的機関又はCFTやRST等の資格を有する講師の実施する職長教育（能力向上教育を含む）を5年以内に受講していること
配置予定				資格認定後、当社現場に継続的な配置が予定される者	当社の現場に原則として年間120日以上従事し、今後も継続的に当社の現場に配置予定があること
貢献度等	貢献度、協力度、人格等に優れた者			過去の実績、貢献度、協力度、人格等、総合的な評価が高いこと	主に当社の現場に従事し、上級職長の中でも特に優れ、強力なリーダーシップで工事計画および工事施工に積極的に関わり、生産性や収益の向上に寄与できるほか、環境面での配慮や災害等を発生させぬよう適切な対応を講じ、現場運営を牽引していく能力がある者
従事期間	申請の直近1年間、当社の現場に原則土木現場に60日以上、または建築現場に40日以上従事している者または従事した者。			現場経験10年以上、所属の会社勤務5年以上、申請の直近1年間、当社の現場に原則土木現場に60日以上、または建築現場に40日以上従事した者	同左
安全活動等	安全・衛生面で災害を発生させないよう実績を上げた者			安全衛生における災害事故防止、職場環境改善、環境保全活動、品質の確保・向上に積極的に参画し、かつ、作業指揮等の能力がきわめて優秀である者	同左
表彰実績			優良技能者表彰の受賞実績もしくは当社災害防止協議会開催の安全大会における安全表彰の受賞実績	優良技能者表彰の受賞実績もしくは当社災害防止協議会開催の安全大会における安全表彰の受賞実績	同左
災害事故			原則として、職長として担当した現場において、申請の直近1年以上、（自らが職長として担当した職種において）休業4日以上の上の事故・災害が発生していないこと	原則として、職長として担当した現場において、申請の直近3年以上、（自らが職長として担当した職種において）休業4日以上の上の事故・災害が発生していないこと	原則として、職長として担当した現場において、申請の直近3年以上、（自らが職長として担当した職種において）休業4日以上の上の事故・災害が発生していないこと
年齢	原則65歳未満		原則50歳未満	原則65歳未満	原則65歳未満
資格	過去に表彰を受けていないこと	CCUSブルーカード （能力評価制度レベル2）	CCUSシルバーカード （能力評価制度レベル3）	CCUSゴールドカード （能力評価制度レベル4）	上級職長の中で他の模範となる者
副賞	20,000円のギフト券	なし	なし	30,000円のギフト券	50,000円のギフト券
手当	なし	日額500円	日額1000円	日額2000円	日額3000円

※手当支給の条件は、当社現場で就労し、CCUSへ就業履歴を記録すること

職長の要件

1. 担当工事の施工管理を適切に行う。
この施工管理とは、
 - 無事故無災害で施工するという強い安全意識を持ち、作業を行う。
 - 工程通りに工事を進める。
 - 施工計画書や図面通りに施工し、所定の品質を守る。

2. 現場における様々な関係者と良好なコミュニケーションをとる。
関係者とは、
 - 西松職員
 - 他工種の職長
 - 発注者や設計監理者
 - 近隣住民

3. 現場全体の生産性向上に取り組む。
 - 現場で作業する関係者が作業しやすい環境づくりや雰囲気作りを積極的に行う。
 - 生産性向上に寄与する I C T ツールを積極的に利用する。

具体的な行動

- ① 安全基本ルール（A C T I O N 7）に率先して取り組む
- ② 工程通りに工事を進めるため、作業員を適正配置し、工事の進捗の確認を行う
- ③ 他工種と作業間調整を行い、次工程へスムーズな引継ぎを行う
- ④ 施工計画書や図面通りに施工できているか、自主検査を行う
- ⑤ 職長会活動に率先して取り組む
- ⑥ 現場の行事に率先して参加する（社会貢献活動や CO2 削減活動など）
- ⑦ 4 S（整理、整頓、清掃、清潔）に心がけ、快適な職場環境の維持に取り組む
- ⑧ 当社が定めた効率化アプリ（工程's、Buldee、direct など）を活用する

西松マイスター	上級職長の中でも特に他の模範となるもの
上級職長	西松マイスターを目指し、「職長の要件」すべてに率先して取り組み、高い水準で実践すること
次世代上級職長	上級職長を目指し、「職長の要件」に取り組むこと
西松職長候補生	次世代上級職長を目指し、「職長の要件」に取り組むこと

確 認 書

西松建設株式会社 御中

年 月 日

住所
会社名
代表者名

印

優良技能者制度の手当受給において、以下の事項を確認しました。

1. 建設キャリアアップシステムに蓄積された就業履歴の日数により、受給します。
(蓄積される方法は、カードタッチや顔認証等による)
2. 当社と西松建設との間で取り決めた取引先コードに設定される金融機関口座にて受給します。
3. 優良技能者制度において認定を受ける際、当社と継続的に取引のある協力会社に所属している者として認定を受けた技能者の手当は、当社が一旦受給の上、協力会社へ支払います。
4. 手当の明細については支払通知書およびN ネットホームページにて確認します。
5. 受給対象者を別紙「認定者一覧表」のとおり提出します。

以 上

認定者一覧表

※人事異動等により職長として現場に従事しなくなった方や身体的都合等により
職長の職務を果たせなくなった方は「辞退」を選択します。
※行が不足する場合、シートコピーの上、作成願います。

NO	所属会社	取引先コード（枝番号含む）	区分	氏名	在籍・退職 ・辞退
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					